

〈お届け先〉
〒000-0000
●●市
●●区●丁目
●-●●
●● ●● 様

〈差出人〉
〒980-8550
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7-1
東北電力株式会社
●●電力センター

再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了に関するお知らせ

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社とご契約いただいております以下の電力受給契約につきまして、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下、「FIT制度」といいます。）にもとづく買取期間が満了を迎えますのでご案内いたします。

【ご契約内容】

- ◆ お客さま番号
- ◆ ご契約名義
- ◆ 発電設備設置場所住所
- ◆ 受電地点特定番号
- ◆ 発電種別
- ◆ 受給最大電力
- ◆ 設備認定ID
- ◆ FIT買取開始年月
- ◆ FIT買取期間満了日
- ◆ 至近1年間の購入電力量実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
kWh												

FIT制度の買取期間満了後について

FIT制度の買取期間満了後の発電設備により発電した電気の活用方法については、以下のような様々な選択肢があります。

〈FIT制度の買取期間満了後の選択肢〉

- ① 電気自動車や蓄電池・エコキュート等と組み合わせて自家消費
- ② 小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で余剰電力を売電

FIT制度の買取期間満了の詳細や買取を表明している小売電気事業者は資源エネルギー庁のホームページでもご確認いただけます。

〈資源エネルギー庁ホームページ〉 「どうする？ソーラー」で検索

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

〈資源エネルギー庁お問合せ窓口〉

0570-057-333

（受付時間 平日9:00～18:00 土日祝日、年末年始除く）

（裏面もご覧ください）

買取期間満了後の契約手続きについて

- ✓ 現在の買取者（一般送配電事業者としての東北電力）以外の売電先と契約をする場合は、売電の契約をしたいと考えている相手先の小売電気事業者等にご相談ください。
※契約先変更のお手続きには一定の期間を要しますので、お申込みの際はご注意ください。
※買取を表明している小売電気事業者は、資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」でもご確認いただけます。
- ✓ 当社との売電契約の継続をご希望される場合の扱いは、以下のとおりです。
 - ・ 当社へのお申込み等のお手続きは不要です。
 - ・ F I T制度の買取期間^注満了後は、当社が定める次の買取条件で、当社が継続して買取いたします。

【当社購入料金単価】1キロワット時につき XX円（税込）※

※当社購入料金単価には、非化石価値相当額および2019年10月1日からの消費税、地方消費税の税率(10%)が含まれます。

※当社購入料金単価は今後見直す場合があります。
その場合は、事前にホームページ等でお知らせいたします。

※その他の条件については、別途改正のうえお知らせする「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」を適用いたします。

(注) お引越し先に設置されていた発電設備で売電されている場合、以前お住まいの方が売電されていた期間も通算されます。
そのため、お客さまの売電期間が国の定める買取期間に満たない場合がございます。

【お問合せ窓口】

ご不明な点がございましたら、下記窓口までお問合せください。

〒980-8550

宮城県仙台市青葉区本町一丁目7-1

東北電力株式会社
●●電力センター

T e l : 000-000-000

受付時間

平日9時～16時（土日祝日を除きます）